

# 横浜市子育て支援者委任要綱

制 定 令和2年1月20日 こ字第883号（局長決裁）  
最近改正 令和6年1月29日 こ地字第2886号（局長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子育て支援者事業実施要領第4条に規定した子育て支援者（以下「支援者」という。）の委任、業務内容、報酬、その他必要な事項について定めることを目的とする。

## （資格要件）

第2条 支援者の選考は、次の各号に定める条件を有する者のうち、区長が推薦する者から市長が行う。

- (1) 子育て支援に理解と熱意があり、積極的な活動が期待でき、子育て支援者活動に必要な時間を割くことができる者
- (2) 常識を持ち、心身ともに健康である者
- (3) 原則として、当該区内に居住している者であり、その地域の実情を十分把握しているとともに、養育者の相談に応じられる者
- (4) 乳幼児の子育てについて一定の知識と経験を有する者

## （委任）

第3条 支援者の選考を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市子育て支援者申込書（第1号様式）
- (2) 横浜市が定める履歴書
- (3) その他区長が定める選考書類

- 2 区長は、子育て支援者推薦理由書（第2号様式）を市長に提出し、その写しを保管する。
- 3 市長は次の各号の審査結果により、その業務を遂行する能力、適性を総合的に判定し、支援者として委任する。
  - (1) 履歴書の書類審査
  - (2) その他区長が定める選考書類審査
- 4 選考結果については、委任状（第3号様式）をもって本人に通知する。

## （委任期間）

第4条 支援者の委任期間は、委任開始の日から2年とする。

- 2 支援者の委任解除により、その後任として新たに支援者となった者の委任期間は前任者の残任期間とする。
- 3 支援者の増員により、新たに支援者となった者の委任期間は、現任支援者の残任期間と同期間とする。
- 4 第1項及び第2項の従事期間は、更新することができる。ただし、年齢70歳に達した日の属する会計年度の末日を越えて更新することはできない。
- 5 委任期間の更新をする場合は、区長は、別途指定する様式にて更新者名簿を市長に提出するものとし、委任状をもって本人に通知する。

#### (業務内容)

- 第5条 支援者は、当該支援者が活動する区の福祉保健センター長（以下「福祉保健センター長」という。）の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 身近な市民利用施設等における養育者の交流支援と子育て相談
  - (2) 横浜市子育て支援者事業実施要領第5条第2号に規定する子育てグループ活動の支援
  - (3) 福祉保健センターにおける定期連絡会への出席
- 2 前項各号の業務を行う場合は、1回の従事時間が2時間を下らず3時間を超えない範囲とする。

#### (助言者)

- 第6条 助言者は支援者の中から福祉保健センター長が選出し、こども青少年局長が決定するものとする。
- 2 助言者の従事期間は1年とする。
  - 3 前項の期間は更新することができる。ただし、3年を超えて更新することはできない。
  - 4 助言者として業務を行う場合は、1回の従事時間が1時間を下らず2時間を超えない範囲とする。ただし、従事時間が2時間を超える場合には2回分の基本報酬を支払う。
  - 5 助言者の従事回数は6か月につき4回以上とする。ただし、助言者が2名の区にあっては、6か月につき1名ごとに2回以上とする。天災地変などその他生じたやむを得ない事情ですべてを実施することが困難と市長が特に認める場合は、活動したものとみなす。

#### (地域連携・人材育成)

- 第7条 支援者が、地域との連携のための地域活動や支援者的人材育成にかかる研修会等の企画・実施に参加する場合は、1回の従事時間が1時間を下らず、2時間を超えない範囲とする。
- 2 助言者の従事が困難である場合に限り、新任支援者等への支援者活動についての助言を行うこととする。

#### (研修)

- 第8条 支援者は、子育て支援者新任研修を受講しなければならない。
- 2 助言者及び助言者になろうとする者は、助言者研修を受講しなければならない。
  - 3 支援者は、次の研修を受講することができる。
    - (1) 子育て支援者現任研修
    - (2) 福祉保健センターにおける自主研修
    - (3) その他こども青少年局が指定する研修

#### (身分証)

- 第9条 支援者は、その業務の遂行に際しては、常に子育て支援者証（第4号様式 以下「支援者証」という。）を携帯し、請求があったときは 提示しなければならない。
- 2 支援者証は、他人に貸与してはならない。
  - 3 支援者でなくなったときは、遅滞なく支援者証を返却しなければならない。

(法令等の遵守)

第10条 支援者は、その業務を遂行するに当たり、法令及び横浜市の定める条例規則等に従い、かつ、福祉保健センター長の指示に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第11条 支援者は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。支援者でなくなった後も、また同様とする。

2 個人情報とは、横浜市個人情報の保護に関する条例第2条に定める「個人情報」、「要配慮個人情報」及び「保有個人情報」をいう。

(委任解除)

第12条 支援者は、次の各号の一に該当する場合にはその日をもって、支援者ではなくなる。

- (1) 委任期間が満了した場合…満了した日
  - (2) 委任解除を願い出て承認があった場合…承認があった日
  - (3) 死亡した場合…死亡した日
  - (4) 年齢満70歳に達した場合…満70歳に達した日の属する会計年度の末日
- 2 支援者は、委任解除を希望する場合は、1か月前までに市長に子育て支援者委任解除願（第5号様式）を提出しなければならない。
- 3 市長は、支援者が次の各号の一に該当する場合は、これを解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務を履行しない場合
  - (2) 心身の故障等により、長期に休養を要するために業務に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) その他業務上の義務に違反し、又は横浜市の業務に従事する者としてふさわしくない非行のあった場合

(報酬)

第13条 支援者に対しては、次のとおり報酬を支払うこととする。

- (1) 基本報酬
- (2) 新任研修報酬
- (3) 助言者報酬
- (4) 助言者研修報酬
- (5) 地域連携・人材育成活動報酬

(基本報酬)

第14条 第5条第1項各号に掲げる業務につき、別表（1）に定める額を支払う。

(新任研修報酬)

第15条 第8条第1項に掲げる研修の出席1回につき、別表（2）に定める額を支払う。

(助言者報酬)

第16条 第6条第5項に掲げる活動につき、別表（3）に定める額を支払う。

(助言者研修報酬)

第17条 第8条第2項に掲げる研修の出席1回につき、別表（4）に定める額を支払う。

（地域連携・人材育成活動報酬）

第18条 第7条第1項に掲げる業務につき、別表（5）に定める額を支払う。

（報酬の支払方法等）

第19条 第13条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる報酬の支給対象期間は、月の初日から末日までとし、当月分の全額を翌月の末日までに支払うこととする。

2 第13条第3号に掲げる報酬の支給対象期間は、4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までとし、年2回の支払とする。

3 前項に定める支給対象期間の報酬は、その全額をそれぞれ10月末日、4月末日までに支払う。

4 報酬を支払うときは、その報酬から所得税源泉徴収額を控除する。

（健康診断）

第20条 市長は、支援者に対して、毎年1回以上胸部X線健診を受診することを勧奨するとともに、健診結果の確認及び把握に努めること。なお、健診結果については、健診結果要確認者リスト（第6号様式）に記載し、5年間保存しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項はこども青少年局長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（横浜市子育て支援者委嘱要綱の廃止）

2 横浜市子育て支援者委嘱要綱（平成8年8月21日 衛健第330号）は、廃止する。

（子育て支援者証）

3 この要綱が施行される際、現に交付されている子育て支援者証については、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第13条、第14条、第15条、第16条、第17条）

報酬額表

報酬の種類		金額
(1)	基本報酬	業務1回につき 5,760円
(2)	新任研修報酬	半日の研修につき 5,760円
(3)	助言者報酬	6か月につき 11,500円 ただし、助言者が2名の区にあっては、 6か月につき1名 5,750円
(4)	助言者研修報酬	半日の研修につき 5,760円
(5)	地域連携・人材育成活動報酬	業務1回につき 2,880円

## 第1号様式（第2条）

(表)

## 横浜市子育て支援者申込書

ふりがな			
氏名			
生年月日			年齢
昭和・平成年月日			歳
住所	(〒―――)	電話――― 携帯電話―――	
私は裏面の業務内容等、横浜市子育て支援者委任要綱及び子育て支援者事業に係る個人情報取扱特記事項について承諾し、申し込みます。			
年月日			
氏名		印	

## (裏)

業務内容	区福祉保健センター長の指示を受け、次に掲げる業務を行う。 (1) 身近な市民利用施設等における養育者の交流支援と子育て相談 (2) 横浜市子育て支援者事業実施要領第5条第2号に規定する子育てグループ活動の支援 (3) 福祉保健センターにおける定期連絡会への出席
従事場所	申込書を提出した区役所及び当該区内
委任期間	委任開始の日から2年間 ※現任支援者の残任期間と同期間とする。 ※委任期間の更新は可 ただし年齢満70歳に達した日の属する会計年度の末日まで
報酬	(1) 基本報酬：活動1回につき5,760円 (2) 新任研修報酬：半日の研修につき5,760円 (3) 助言者報酬：6か月につき11,500円。ただし、助言者が2名の区にあっては、6か月につき1名5,750円 (4) 助言者研修報酬：半日の研修につき5,760円 (5) 地域連携・人材育成活動報酬：活動1回につき2,880円
法令遵守	業務を遂行するに当たり、法令及び横浜市の定める条例、規則等に従い、かつ、区福祉保健センター長の指示に忠実に従わなければならぬ。
秘密保持	業務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。子育て支援者でなくなった後も、また同様とする。

第2号様式（第3条第2項）

子育て支援者推薦理由書

区

福祉保健センターにおける候補者選定の経緯

推薦理由

名前

(歳)

主な経歴

(推薦の理由)

## 委任状

横浜市子育て支援者（〇〇区担当）を

年 月 日から年 月 日まで委任します

年 月 日

横浜市長

公印

第4号様式（第9条第1項）

(表)

写真	No.
子育て支援者証	
氏名	
生年月日	
年　　月　　日生	
年　　月　　日発行	
横浜市長	

(裏)

- (注) 1 子育て支援者は、業務遂行に際しては常に本証を携帯し、請求のあったときには、提示してください。
- 2 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 子育て支援者でなくなった際は、速やかに返還してください。

## 子育て支援者委任解除願

年　　月　　日

(届出先)

横浜市長

子育て支援者（　　区担当）  
氏名　　　　　　　印

このたび一身上の都合により、　　年　　月　　日をもって

子育て支援者の委任解除をお願い申し上げます。

## 年度 子育て支援者 健診結果要確認者リスト

番号	氏名	胸部X線健診実施日	健診結果	健診先医療機関名	聴取日	確認者
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						